



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南ア、レソト、エスワティニにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】

新型コロナウイルス情報（南アフリカでの国境の再開） 11 / 12 現在

【ポイント】

●南ア政府は、ロックダウン警戒レベル1への引き下げ（9月21日から）に続き、11月12日から全ての国からの渡航を許可しました。また、国家的災害事態をさらに1ヶ月（12月15日まで）延長しました。

●国際線が利用できる国際空港は、OR タンボ（ヨハネスブルグ）、ケープタウン、キング・シャカ（ダーバン）のみです。なお、南ア国内線も運航しています。

●南ア入国に際しては、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明携行が必要です。また、レソト及びエスワティニへの入国でも同様にPCR検査の陰性証明書携行が必要です。エスワティニについては、依然としてエッセンシャル・ワーカー以外の入国は奨励されておりません。

また、海外旅行保険の加入も求められています。これまで入国された方によると搭乗時に保険の加入をチェックされる場合があるようです。書類の確認は、出発地空港での航空会社チェックイン時及び入国時等に行われますので、事前に航空会社に確認してください。

●日本の経済産業省は厚生労働省と連携し「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」の運用を開始しています。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

●現在のORタンボ国際空港、ケープタウン国際空港等の状況は、空港建物内には乗客のみしか出入りすることはできませんが、送迎車などは駐車場や建物前（ドロップオフ）までアクセス可能です。

●事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

【本文】

1 南ア政府は、ロックダウン警戒レベル1への引き下げ（9月21日から）に続き、11月12日から全ての国からの渡航を許可しました。また、国家的災害事態をさらに1ヶ月（12月15日まで）延長し、引き続きロックダウン規制が実施されています。

2 南アへの入国

（1）南アへの入国に際しては、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明携行が必要となり、この証明書は認定されている検査所で発行され、かつ検査を実施した医師名と署名が必要とされています。現時点では、南ア当局は、抗原検査や抗体検査では不可としております。

なお、日本の経済産業省は厚生労働省と連携し「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」の運用を開始しています。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

（2）日本から出発する際に、日本の空港の航空会社チェックイン時に、必要書類（PCR検査陰性証明書、ホテルや住居情報、海外旅行保険、ホテル隔離の場合の資金（銀行残高等）、南アの新型コロナアラートアプリのダウンロード等）を厳格に求められる場合がありますので、事前に航空会社に確認してください。

（3）南アに到着すると、検疫のためのスクリーニングが行われ、症状があるか否かを確認します。スクリーニング（検温等）の際には当局の指示に従ってください。

渡航者が自主的隔離を行わねばならない場合に備え、宿舎の予約証明・住所等を提示を求められる場合があります（当面の宿舎の予約書・住所（住居契約書）写し）等をご用意しておくことをお勧めします。これまで入国された方によれば南ア当局はPCR陰性証明を提出し、症状がなければ自己隔離は指示されていないとのことです。気になる方はスクリーニングの際に、自主的な隔離が必要かどうかを当局に確認してください。



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

(4) 仮にスクリーニングで症状が確認された場合には、強制的に COVID-19 検査の実施を求められ、陽性の場合には政府指定の隔離施設（10日間）での隔離が行われます。同検査と隔離施設宿泊の経費は自己負担になります。

(5) 旅行者は、海外旅行保険の加入及び COVID-Alert アプリ (Covid Alert SA) のダウンロードが推奨されています。

3 南ア出国に際しては、日本人の方は日本入国の際に PCR 検査陰性証明を用意いただく必要はありませんが（乗り継ぎ地で必要な場合を除く）、日本入国時に外国籍者に対しては PCR 検査の陰性証明書を求めていることから、南アの空港出発時の航空会社でのチェックインの際に PCR 検査の陰性証明書を求められる場合があります。つきましては、当面の間、当館で領事レターを用意することも可能ですので、ご希望される方は、下記リンクにアクセスいただき所要事項をエクセルファイルに入力の上、下記メール宛に送付してください。

●搭乗者情報リンク <https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100043480.xlsx>

●宛先：consul@pr.mofa.go.jp

4 (1) 内務省は、ロックダウン期間中に失効した合法的なビザの有効期限の救済措置を 2021 年 1 月 31 日まで延長すると発表し、ビザの有効期限が満了していても自国に向けて南アを出国する場合は、望ましくない人物（南ア再入国禁止）に指定されることなく出国できる由です。

(2) 内務省は、ロックダウン期間中に失効した、また 2021 年 6 月 30 日までに失効する I C T (Intra-Company Transfer) ビザ保有者に対する救済措置も発表しております。詳細は以下をご確認の上、最寄りの内務省または V F S にご確認ください。

<http://www.dha.gov.za/index.php/notices/1388-temporary-visa-concession-for-holders-of-intra-company-transfer-visas-currently-resident-in-the-republic-of-south-africa>

(3) 南ア国内でのビザ更新の受付は VFS 社を通じて申請受付が開始され、国外の南ア大使館等でもビザ申請受付が開始されています。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(関連最新情報)

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100041885.pdf>

(Q&A)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP：http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所：259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話：+27 12 452 1500 領事・警備